

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	市の権限に係る重要文化財の現状変更等の許可	
処 分 の 概 要	重要文化財(建造物)と一体のものとして指定された土地の現状変更等又は金属、石若しくは土で作られた重要文化財の型取りを許可する。	
根 拠 法 令 名	文化財保護法(昭和25年法律第214号)	
条 項	第43条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	<p>H12.12.27付 庁保美第242号 文化庁次長通知第1項のき損のおそれがない重要文化財であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○文化財保護法</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)</p> <p>第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。</p> <p>二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)</p> <p>○文化財保護法施行令</p> <p>(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)</p> <p>第五条</p> <p>3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。</p> <p>一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令</p> <p>イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等</p> <p>ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り</p>	

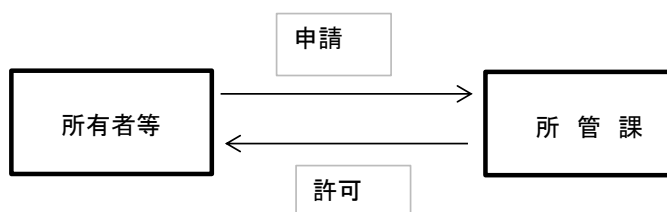
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

○平成12年12月27日 庁保美第242号 各都道府県教育委員会宛文化庁次長通知

文化財保護法施行令第五条第三項第一号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準

1 重要文化財のき損のおそれがある場合には、文化財保護法施行令第五条第三項第一号ロに掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。